

事後審査型制限付一般競争入札の執行について

令和7年2月25日

副首都推進局長 西島 亨

副首都推進局事後審査型制限付一般競争入札実施要綱に基づき、次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を執行する。

1 担当

大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 5階
副首都推進局総務担当
電話 06-6208-9514 FAX 06-6202-9355

2 入札に付する事項

(1) 業務名称

令和7年度 各種会議等録音反訳業務（単価契約）

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 業務概要

別紙仕様書のとおり

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品・委託）に種目「13:その他代行」の「03:速記」「08:筆耕・タイプ」のうち、いずれか1種目以上に登録していること。
- (3) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

4 質問事項の受付・締切・回答について

- ・ 質問は所定の様式（別添ファイルの「質問書」を使用すること）により作成し、無記名（社名が本市にわからないよう）で、担当までFAXにて必着のこと。（FAX 06-6202-9355）
- ・ 質問の受付は令和7年3月3日（月）午後5時30分までとする。
- ・ 締切以降の質問については、受け付けない。
- ・ 受付した質問に対する回答は、令和7年3月7日（金）までに大阪市ホームページ「副首都推進局入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

5 入札記載金額

入札は単価（1時間あたりの単価業務委託料）で行うものとし、落札決定にあたっては、「入札書に記載された金額」に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金

- | | |
|-----------|---|
| (1) 入札保証金 | 免除 |
| (2) 契約保証金 | 要（契約金額の10%）ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当する場合は免除する。 |
| (3) 保証人 | 不要 |

7 入札の無効

次の場合に該当する入札は、無効とする。

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する入札
- (2) 大阪市競争入札参加者心得に違反した者がした入札
- (3) 副首都推進局所定の入札書を用いないでした入札
- (4) 再度入札（2回目以降の入札）の場合にあたっては、前回最低入札金額以上でした入札
- (5) 審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札
- (6) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2者以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (7) 申出書類に虚偽の記載をした者の入札

8 入札執行日及び場所

- (1) 入札執行日時（即時開札）

令和7年3月12日（水）午後2時00分 ※入札室は約30分前より開場

- (2) 入札執行場所

大阪市北区中之島1-3-20 大阪役所5階

副首都推進局 大会議室

9 落札候補者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者がいない場合は再入札とする。
- (3) 落札候補者及び入札金額を入札会場内で公表する。
- (4) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 落札決定

(1) 落札決定予定日

令和 7 年 3 月 17 日（月）を予定とするが、入札参加資格の審査状況等により延期する場合がある。

(2) 落札決定通知

落札決定通知は、落札決定者のみに書面にて行う。

11 その他

(1) 入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなす。

(2) 入札参加資格審査資料の提出 無し

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者は大阪市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に基づく誓約書を提出すること。

(4) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(6) この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 業務委託概要に関する問い合わせ先

「1 担当」に同じ

(9) その他、入札執行等に関する問い合わせ先

「1 担当」に同じ

(10) 本契約は令和 7 年度予算の発効をもって有効とする。